

社団法人東京陸上競技協会運営規程

第1章 総則（平成7年6月24日議決）

（趣旨）

第1条 社団法人東京陸上競技協会（以下「法人」という。）定款第7条及び第10条に規定する入会及び退会、定款第29条に規定する専門部の組織、業務分掌等その他運営に関する事項については、この規程の定めるところによる。

第2章 入会及び退会

（資格）

第2条 以下の資格を備えた団体、個人はこの法人に入会できる。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する10名以上の団体で事務所を東京都内に有するもの。
- (2) 准会員 この法人の目的に賛同する10名未満の団体で事務所を東京都内に有し、かつ、団体登録を認められたもの及び都内に居住または勤務する個人。
- (3) 賛助会員 この法人の事業の推進に賛同する個人、団体、法人。

（入会の申請）

第3条 前条の(1)、(2)資格を備えた入会希望者は、別紙様式第1号により入会申請書を提出しなければならない。

（入会の承認）

第4条 会長は、前条の入会申請書を受理した場合は、理事会に諮り、理事会が適格と認めたときは、総会に提案し、承認を求めなければならない。

（定款等の遵守）

第5条 入会を認められた正会員、准会員は、法人の定款及び諸規程を遵守しなければならない。

（加入の取消し）

第6条 会長は、正会員、准会員が、この規程に定める加入要件を失ったときは、理事会の議を経て加入を取り消すことができる。

（退会）

第7条 正会員、准会員が退会しようとするときは、定款第10条の規定に基づき、別紙様式第2号により退会届を提出しなければならない。

2 会長は、前項の退会届を理事会に諮り、承認を求めなければならない。

第3章 登録

（登録）

第8条 この法人の会員のうち正会員、准会員はこの規程の定めるところにより、財団法人日本陸上競技連盟（以下「陸連」という。）に団体登録または個人登録を行うものとする。

2 正会員、准会員の構成員が加入団体の所属を変更したときは6ヵ月を経なければ、公認陸上競技大会に出場することができない。

但し、同一企業内で転勤、出向などで新・旧団体はその所属の変更をやむを得ないものと認めた場合はこの限りではない。

（団体登録）

第9条 この法人の正会員および以下の陸連規定により承認されたものは団体名の登録ができる。

- (1) 5名以上の登録者を有する団体
- (2) 日本陸連強化競技者
- (3) 陸上競技に携わる教職員
- (4) 陸上競技場に勤務し陸上競技に携わる者
- (5) その他東京陸協が強化上特に必要と推薦した者

2 団体登録は、競技会に出場する際など、競技者の所属チーム名として団体の名称を使用できる。団体登録は、会計年度毎に登録者を一括して登録・更新するものとし、同一年度内において二つ以上の団体登録はできない。

3 団体登録は、登録者に追加又は変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(個人登録)

第10条 東京都内に居住又は勤務する団体登録者でない准会員は個人登録とし、その所属は社団法人東京陸上競技協会（略称：東京陸協）とする。

2 個人登録者は会計年度毎にその登録を更新するものとする。

第4章 総会の正会員代表者

(登録料)

第11条 正会員及び准会員は、登録の際、若しくは更新の際、毎年、次の登録料を納入しなければならない。

(1) 正会員登録料 年額 2,600円/人

(2) 准会員登録料 年額 3,100円/人

第4章 総会の正会員代表者

(正会員代表者の数)

第12条 正会員は、次の基準により総会を構成する正会員代表者を選出しなければならない。

(1) 登録者が10名から30名までの正会員は会費1口分を納入し、正会員代表者1名を選出。

(2) 登録者が31名から50名までの正会員は会費2口分を納入し、正会員代表者2名を選出。

(3) 登録者が51名以上の正会員は会費3口分を納入し、正会員代表者3名を選出。

2 正会員は、正会員代表者が総会に出席することができない場合に備え、代理で出席できる者を2名まであらかじめ登録しておくことができる。

3 正会員の登録者が10名未満の場合（年度）、准会員の扱いとなり、正会員代表者を選出できない。

4 上記3項の会員が、再度、10名以上の登録者を有す正会員となった場合は、入会金は不要。

第5章 役員の選任

(役員を選任)

第13条 会長及び推薦理事以外の理事を含む役員を選任は別に定める役員等の選出規程による。
(会長推薦理事の任期)

第14条 会長推薦理事は、3期を超えて選任することはできない。

第6章 専門部

第15条 法人に次の専門部を置く。

(1) 会計部

(2) 総務部

- (3) 広報部
- (4) 競技部
- (5) 審判部
- (6) 記録部
- (7) 普及部
- (8) 強化部
- (9) 競技場管理部

(事務分掌)

第16条 前条に規定する各専門部の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 会計部
 - ア 一般会計及び特別会計の経理全般に関すること
 - イ 一般会計及び特別会計の決算の作成に関すること。
 - ウ 資産の管理等に関すること。
- (2) 総務部
 - ア 法人及び会長の秘書及び渉外に関すること。
 - イ 総会及び理事会に関すること。
 - ウ 団体の加入並びに除名及び退会に関すること。
 - エ 事業計画の立案に関すること。
 - オ 一般会計及び特別会計の予算編成に関すること。
 - カ 事務局の管理に関すること。
 - キ 庶務に関すること。
 - ク (財)日本陸上競技連盟、(社)東京都体育協会その他の団体及び行政機関等との連絡、調整に関すること。
 - ケ 各種顕彰に関すること。
 - コ 他の専門部に属さない事項
- (3) 広報部
 - ア 報道機関との連絡、調整に関すること。
 - イ 会報の取材、編集、印刷及び発行に関すること。
 - ウ 陸上競技の情報収集とその提供に関すること。
 - エ その他陸上競技のPR及び刊行物の発行に関すること。
- (4) 競技部
 - ア 各種陸上競技会の企画、立案及び準備、実施の全般に関すること。
 - イ 各種陸上競技会の参加者の資格の確認に関すること。
 - ウ (財)日本陸上競技連盟及び加入団体等が行う陸上競技会の共同主催、主管、後援及び協賛に関すること。
- (5) 審判部
 - ア 競技規則の研究及び周知徹底に関すること。
 - イ 審判員の養成に関すること。
 - ウ 審判技術の講習に関すること。
 - エ 各種陸上競技会の審判員の編成及び委嘱に関すること。
 - オ 他の団体からの審判員の派遣要請に関すること。
- (6) 記録部
 - ア 各種陸上競技会の記録の収集、整理及び保存に関すること。
 - イ 陸上競技の世界記録(最高記録を含む。)及び日本記録の申請に関すること。
 - ウ 加入団体の行う陸上競技会の記録の収集、報告及び保存に関すること。
- (7) 普及部
 - ア 陸上競技の研究に関すること。
 - イ 陸上競技の普及・指導に関すること。
 - ウ 陸上競技のジュニア対策(選手の選考及び派遣を含む。)に関すること。
 - エ 陸上競技のマスター対策に関すること。

オ 生涯陸上競技に関すること。

(8) 強化部

ア 競技力向上のための事業の計画及び技術指導とその実施に関すること。

イ 東京都を代表して出場する陸上競技会の選手の選考及び派遣に関すること。

(9) 競技場管理部

ア 東京都内の陸上競技場及び競走路の実態把握と連絡・調整に関すること。

イ 東京都内の陸上競技場及び競走路の用器具の整備状況の把握と指導に関すること。

ウ 東京都内の陸上競技場及び競走路の公認申請の手続等の指導に関すること。

エ 公認陸上競技場等施設・設備の研究に関すること。

(部長及び副部長)

第17条 法人の専門部に部長及び副部長を置き、法人理事がそれぞれ業務を分担する。ただし、副部長については、この限りではない。

2 専門部の部長及び副部長は、所管業務の統括と適正な執行を図る。

3 専門部の部会は、必要の都度部長が召集し、部会の座長となる。

4 部長及び副部長は、専門部相互間に関係する事項については、随時協議を行い、業務の円滑な執行を図る。

5 専門部の部長は、業務の執行状況について、必要の都度理事会に報告するものとする。

6 専門部の部会は、専務理事が出席することができる。

(部員)

第18条 法人の専門部に所管業務に応じて部員を置く。ただし、理事会が認めた場合は、置かないことができる。

2 専門部の部員は、部長及び副部長を補佐し、所管業務の処理に当たる。

第19条 専門部の部員は、専門部の構成員になるものとする。

第7章 補則

(規程の改正等)

第20条 この規程は、理事会及び総会の議決により、改正及び廃止を行うことができる。ただし、第12条及び第14条の規定の改正については、理事会及び総会において、出席者の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第21条 この規程に定めのない事項は、その都度理事会が定める。

付 則

この規程は議決から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則

平成12年9月19日、規程の一部（第12条 会費納入）を改正し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

平成13年6月30日、規程の一部（第11条 登録料及び登記料）を改正し、平成14年4月1日から適用する。

付 則

平成19年6月23日、規程の一部（第2条 資格）、（第3条 入会の申請）、（第5条 定款の遵守）、（第6条 加入の取消し）、（第7条 退会）、（第8条 登録）、（第9条 団体登録）、（第10条 個人登録）、（第11条 登録料）、（第12条 正会員代表者の数）、（第17条 部長、副部長）、（第18条・第19条、部員）を改正し、平成19年6月23日から適用する。